

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【海洋研究開発機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	海洋研究開発機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 現在は不要資産が無いため、該当なし。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 台場棧橋及びその関連設備は当機構が所有していた学術研究船「淡青丸」の専用棧橋であったが、「淡青丸」を処分したことに伴い、今後使用する見込みがなくなったため、平成25年3月29日付けで不要財産として現物による国庫納付を行った。</p> <p>【実物／金融／その他資産の別】:実物                  【資産の名称】:台場棧橋及び関連設備                  【21年度末時点での簿価額】:59,115千円                  【金銭納付／現物納付の別】:現物納付                  【国庫納付の見込額・時期実物資産】:53,069千円 平成25年3月29日付</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 物品検査や減損調査等により資産の使用状況について引き続き確認を行っているところ。</p> <p>● 登録維持年金納付年次が7年を超えるものについては、知財収入が見込める等、特段の理由がない場合には原則放棄することとし、効率的な維持管理を行っているところ。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>● ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● むつ研究所について、施設の集約化を図り、宿泊施設及び事務棟を平成22年7月に廃止した。その結果、経費が1年当たり9,332千円削減された。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b></p>	
<p><b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 機構ホームページにおいて「入札参加者心得」を引き続き掲示し、入札への参加条件を広く公表している。また、入札や各種公募の掲載情報等を配信する「調達情報メールマガジン」を行っており、約750者に配信して、応札者の増加等に努めている。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>平成22年度 一般競争等8,426,559千円(65.0%)、競争性のない随意契約3,945,870千円(35.0%)</p> <p>平成23年度 一般競争等17,784,779千円(73.3%)、競争性のない随意契約6,483,664千円(26.7%)</p> <p>平成24年度 一般競争等32,637,181千円(95.8%)、競争性のない随意契約1,427,317千円(4.2%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>平成22年度 一般競争等372件(57.8%)、競争性のない随意契約272件(42.2%)</p> <p>平成23年度 一般競争等448件(73.1%)、競争性のない随意契約165件(26.9%)</p> <p>平成24年度 一般競争等505件(81.2%)、競争性のない随意契約117件(18.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、海洋研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を引き続き公開している。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人が無いため、該当なし。</p>

<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 平成22年12月に文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合において、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策について検討し、取りまとめたベストプラクティスの中からの抽出・実行について、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。この結果、納入実績に係るデータベースを活用し、調達価格・内容の参考としている。また、法人の調達情報ウェブページにおいて相互リンクを貼ることや法人の調達情報メールマガジンで相互に紹介を行うことにより応札者の増加を図っている。さらに、機構独自のコスト削減策として平成24年11月よりNET調達システムを導入し、事務用品の安価な調達と在庫縮減を進めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。  ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。  イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。  ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 調達に係る仕様要件については可能な限り競争性を保つよう、契約監視委員会で仕様内容の確認を受けるなど随時見直しを行っている。また、前記の研究開発調達検討会合後に運用を開始した納入実績に係るデータベースを活用し、調達価格・内容の参考にする取組などを実行に移し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 本法人の実施する研究開発業務は定型化されたものではなく、創造性・独創性等を重視しつつ、非定型業務について継続的かつ機動的に実施するものであり、各機関共通で一般的に実施している横断的業務でもないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、機構内における清掃や警備業務、受付業務等については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務について、民間競争入札を実施することとしていた。「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)に基づき、理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構と統合が予定されていたことから、統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討することとしていたが、当該基本方針が当面凍結とされたため、独立行政法人の制度及び組織の見直しの今後の方向性をふまえ、調達の在り方等について検討を行う。</p>
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例措置に関する法律に準拠し、役員及び一部管理職に対しては平成24年4月から、全定年制職員に対しては平成24年7月から、任期制職員に対しては平成25年4月から給与の減額を開始しているところ。</p>



<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成24年度は、国家公務員の給与改定に準じて本給表を引下げ、6月期末手当の減額調整を行い、給与構造改革による本給改定に伴う経過措置(本給補填)の引下げ(当該本給補填は、平成26年3月31日を以て廃止)を行うとともに、平成25年7月には、平成24年の人事院勧告に準拠した高位の号給から昇格した場合の本給月額増加額の縮減を行った。また、平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例措置に関する法律に準拠し、役員及び一部管理職に対しては平成24年4月から、全定年制職員に対しては平成24年7月から、任期制職員に対しては平成25年4月から給与の減額を開始しているところ。 なお、中期計画において目標とした、ラスパイレス指数116.4未満(年齢勘案)を達成している状況ではあるが、引き続き適切な給与水準(平成23年度の指数:114.5未満)となるよう努め、下記の措置を講ずるものとする。 ・人事評価による抑制的昇給制度の実施 ・平成24年の人事院勧告に準拠した昇級抑制(55歳を超える職員を対象)の実施 ・特例法に準拠した減額措置の実施 上記に加え、現在、対国家公務員指数の比較対象外となっている任期制職員についてもラスパイレス指数における比較の対象となるよう、関係省庁へ要望していきたい。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査規程等に基づき監事による監査を行い、書面および担当者へのヒアリングを通して厳格にチェックを行っている。また、毎年、中期計画に則り、給与水準について、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術の資質、年齢構成、学歴構成、人員配置、役職区分、在職地域等を検証した上で、国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在を考慮し、国民の理解が得られる水準となっているか点検を行い、独立行政法人評価委員会にてチェックを受けている。また、検証結果や給与規定等については公表している。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 業務運営全般に係る経費の見直しを行い、その節減については国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、中期目標期間中、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く。)について、平成20年度に比べその15%以上を削減することとしている。また、その他の業務経費については中期目標期間中、既存事業の徹底した見直しを行い、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行うこととしており、着実に進捗している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費については、食堂運営費を見直し廃止した。また、給与振込口座については一人一口座化し振込手数料を削減、海外出張旅費については支度料を廃止し、さらに支給区分を国家公務員に準じたものとなるよう改正したうえで、運用においてもパック旅行の積極利用に取り組むなど、更なるコストダウンを図っている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 業務計画の策定にあたっては、事前に担当役員へ方針を説明し、計画をチェックしているほか、経営管理部門や経理部門から成る担当チームがコスト削減、業務効率化、過年度の費用実績なども踏まえつつヒアリングを行い、無駄や重複の排除といったコスト管理・プロジェクト管理に取り組んでいる。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 体制や組織は平成21年度に整備を行ったところであり、平成22年度以降は独法評価委の指摘を受けてさらなる作りこみを行うべく、内部統制やガバナンス強化のために「リスクマネジメント基本方針」や関連する規程類を策定したほか、パイロット部署におけるリスク評価、職員向け研修などを行っている。これらは、独立行政法人評価委員会においても独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取り組みとして評価されている。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 地球シミュレータの利用料金について、運用にかかる直接経費と一般管理費を加えた額を、提供可能な計算資源量で除し算出することとし、利用者には適正な負担(ノード・時間当たり3,947円)を求めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 賛助会制度については、会員向けの情報発信を強化するとともに、会員同士の交流の場や、機構知的財産の事業化に向けたマッチングの機会を設けるなど、メンバーシップの価値向上につながる取組を推進することで、会員企業の増加等に努めているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 自己収入の拡大に取り組むために、研究者及び技術者等の知的財産取得に対するインセンティブ向上を図る仕組みを活用しているところである。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 機構が保有する研究船を用いた研究航海公募について、課題選定にあたり有識者からなる第三者委員会が提案審査を行うことで公正性を担保しているほか、応募要領・審査項目・方法を機構のホームページや配布資料に明記のうえ公開するなど透明化に取り組んでいる。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 毎年実施している機関評価においては、有識者からなる第三者委員会(機関評価会議)のもとで、業務実績について評価するとともに、結果や指摘事項については適宜計画に反映しており、事業の進捗状況や評価結果についてはホームページにおいて公表している。</p>

No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンブリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。	2a	<p>研究プロジェクトについては、成果の社会的利用を見据えた形で、平成22年度に重点化を図った。具体的には、これまで実施してきた深海無人探査機の技術開発について、長距離燃料電池システム、高強度浮力システム、高強度ケーブル等の要素技術開発を廃止し、海洋資源探査に特化した技術開発を行うことに重点化することにより、670,635千円を削減した。さらに、5～10年先に予想されるコンピュータ性能の向上を見越した次世代モデル研究については、これを廃止し、これまでに得られた成果を地球温暖化予測研究に集約化し、科学的信頼性の高い局地的な温暖化評価に必要な気候・環境予測に関するモデル開発を行う内容に見直し、14,507千円を削減した。</p> <p>地震研究については、防災科学技術研究所との情報流通の相互連携を図るため、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。</p> <p>プレカンブリアンエコシステムラボユニットについては、内容を大幅に見直し、地球内部の活動が地球環境に与える影響等の地質学的な研究を廃止し、深海底の微生物とその生息環境に関する生物学的な観点からの研究に重点化し、12,638千円を削減した。</p>	理事長をトップとする経営層のリーダーシップのもと、職員が積極的に関与しながら国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発課題を設定する。そのうえで研究者及び技術者が所属組織を超えて柔軟かつ効率的に研究開発課題に取り組める組織及びマネジメントを構築する。
02	地球内部ダイナミクス研究						
03	海洋・極限環境生物圏研究						
04	海洋に関する基盤技術開発						
05	深海地球ドリリング計画推進	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	<p>地球内部ダイナミクス研究については、平成21年度の事業仕分けを受け、人件費等の固定経費を除いた研究費について半減とし、平成22年度要求額より202,141千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、研究費のさらなる削減を図り、平成23年度要求額より19,988千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、248,678千円を削減）</p> <p>深海地球ドリリング計画推進については、平成21年度の事業仕分けを受け、日米を中心とする24カ国が参加する国際約束（統合国際深海掘削計画）に反しない範囲で運航関連経費などを削減し、平成22年度要求額より539,014千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、同国際約束の履行に支障のない範囲で、国内研究者に対する支援体制を見直すとともに、外国人掘削要員から人件費単価の安い日本人掘削要員への変更をより一層進めるなどにより、平成23年度要求額より202,569千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、1,862,134千円を削減）</p>	措置済み
06	地球シミュレータ計画推進						
07	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。	1a	東京事務所（西新橋）については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。	措置済み
		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。	
09	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成24年度は、国家公務員の給与改定に準じて本給表を引下げ、6月期期末手当の減額調整を行い、給与構造改革による本給改定に伴う経過措置（本給補填）の引下げ（当該本給補填は、平成26年3月31日を以て廃止）を行うとともに、平成25年7月には、平成24年の人事院勧告に準拠した高位の号給から昇格した場合の本給月額増加額の縮減を行った。また、平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例措置に関する法律に準拠し、役員及び一部管理職に対しては平成24年4月から、全定年制職員に対しては平成24年7月から、任期制職員に対しては平成25年4月から給与の減額を開始しているところである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年の人事院勧告に準拠した、昇給抑制（55歳を超える職員が対象）については、給与法改正に合わせて、当機構の自主的・自律的労使関係の中で対応する予定。</li> <li>平成25年人事院勧告についても、国家公務員の給与水準の見直しの動向に応じて、当機構の自主的・自律的労使関係の中で、適切な給与水準を維持するよう必要な措置を講じていくものとする。</li> <li>人事評価による抑制的昇給制度の実施。</li> </ul>



No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等		○使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担の明確化を図る。	1	理事長のリーダーシップのもとで、当機構が今後15年間程度に取り組むべき内容と進むべき方向性、役割を内外に示すべく、平成24年度にJAMSTEC長期ビジョンとして策定した。長期ビジョンは海洋立国日本の実現に向けて、海洋研究開発機構は国の政策・施策、社会に貢献すべく、明確化したものであり、外部に向けて公表し、JAMSETCアドバイザー・ボード(JAB)による国際レビューを受けたところであるが、JABの助言・提言は次期中期計画策定に活用することとしている。	
2	事務及び事業の見直し	使命の明確化等		○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。	1	研究の必要性や得られた成果については速やかに社会へ還元すべく、すでに専門部署を設置し、対応にあたっているところであるが、普及広報機能については、その重要性を鑑み、社会還元を念頭に強化するため、関連組織を平成25年10月に集約・再編することとしている。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発プロジェクトの進行管理		○開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削計画(IODP)に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進捗よく状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。	1	海洋研究開発機構では、研究開発プロジェクトについて、毎年行われる文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けただけで、役員及び担当管理部門が前年度の評価結果等を踏まえ、コスト面や事業実施の可否等について検討した上で予算配分を行っている。また、期中にはその進捗状況等詳細をヒアリング等により確認し、必要に応じて予算資源の再配分を行うとともに、予算の執行状況等について月ごとに役員に報告するなど、機構全体として予算の執行を含む進行管理について厳格な管理に努めている。なお、深海地球ドリリング計画については、ロードマップ等を作成し進行管理を行うとともに、HP掲載やプレス発表、報告会等において、その進捗状況や成果等を示しているところ。今後も、プロジェクトの進行管理をより徹底するとともに、国民に分かりやすい形で研究成果を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図っていく。	
4	事務及び事業の見直し	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業		○「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。	1	海洋地球科学分野の研究ニーズに必要な性能を維持するのみに留め、平成21年3月システム更新を行った。また、更新に当たっては既製品の活用及び6年間のリース契約により更新経費を抑制するとともに、更新するシステムの省電力効果により光熱水費等の運用費の低減を図ることで歳出削減に努めた。	
5	組織の見直し	組織体制の整備		○海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。	2	公募システムの一元化について、東京大学大気海洋研究所との間で協議を重ねてきた。機構をとりまく状況の変化、機構が保有する各船舶等のミッションや位置付けの変化、運用の在り方など考慮の上、検討を進めていく。	業務全体の効率化を図るために、そのあり方について改めて検討を進める。
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し		○今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。	2	今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始時期の検討を踏まえ、室戸岬沖海底ネットワークシステムの廃止時期を検討中。	当該海域にて運用予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始時期と、同システムの津波警報への利用状況等を踏まえ、検討を進める。
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し		○むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。	1	むつ研究所について、施設の集約化を図り、宿泊施設及び事務棟を平成22年7月に廃止した。その結果、経費が1年当たり9,332千円削減された。	
8	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備		○海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。	1	平成23年度より学術研究船1隻について外部委託を開始した。また、運航支援業務については2隻について外部委託を行っている。	
9	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元		○研究開発の成果については、積極的に社会への還元を努める。	1	現在、海洋研究開発機構において、研究情報の公開や成果の普及・活用の促進のため、HP掲載やプレス発表、報告会等を行い、研究の必要性を示すとともに、成果の社会還元等を目指しているところ。今後も、より国民に分かりやすい形で、研究の必要性やその成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図ることとする。	